

週休 2 日工事
(土木工事等・港湾工事)の
積算について

令和 7 年 4 月

大阪港湾局

1.適用

発注者指定方式・受注者希望方式による週休2日工事の積算について、補正方法は次のとおり取扱うものとする。

なお、本資料は大阪港湾局(大阪港)における土木工事等・港湾工事に適用する。

土木工事等、港湾工事とは「大阪市週休2日工事実施要領」による。

2.補正対象

直接工事費、共通仮設費（積上げ分）、共通仮設費（率計上分）及び現場管理費を補正対象とする。

直接工事費及び共通仮設費(積上げ分)に計上される単価のうち、以下に示す単価に対して週休2日工事の補正を適用した単価を計上する。

- ・ 労務費
- ・ 機械経費(賃料)
- ・ 土木工事市場単価
- ・ 港湾工事市場単価
- ・ 土木工事標準単価
- ・ 下水道工事市場単価

なお、見積単価は補正対象外とする。また、公共事業建設資材価格調査報告書（大阪市建設局ウェブサイト掲載）の掲載単価は適用単価月が令和7年4月以降の設計書より月単位の週休2日単価を適用する。詳細は建設局ホームページの記載の通りとする。

ホームページリンク先

トップページ＞産業・ビジネス＞入札契約情報＞各局等入札契約情報＞建設局＞入札・契約のお知らせ＞週休2日工事に対応した必要経費の計上について

<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000552135.html>

3.補正方法

前項の補正対象に対して、発注者指定方式または受注者指定方式により「大阪市週休2日工事実施要領」に掲載の「補正係数」を乗じることとする。

また、現場閉所の達成状況の確認により、月単位の週休2日が達成できなかったものについては、補正分を減額変更するものとします。

4.補正算出

(1)労務費

補正対象は、公共工事設計労務単価及び電気通信 2 種、機械 1 種（工事積算基準においてそれらを準用する労務単価含む）のみ。

工場製作にかかる労務費や、労務費以外の人件費は補正対象外とする。

測量や調査・設計など、外注が想定される業務の労務単価は補正対象外とする。

- ・ 公共工事設計労務単価…国土交通省ウェブサイト掲載
- ・ 電気通信 2 種…電気通信技術者、電気通信技術員
- ・ 機械 1 種…機械設備据付工

補正後単価は、1 円未満切捨てとする。

(2)機械経費（賃料）

補正後単価は、有効数字 3 桁（4 桁目四捨五入）とする。

(3)土木工事市場単価

補正係数は、下表のとおり。

補正後単価は、小数点 3 位切捨て 2 位止めとする。

施工規模等の週休 2 日以外の補正を同時適用する場合は、週休 2 日補正後単価（小数点 3 位切捨て 2 位止め）に施工規模等の補正を行い、小数点第 3 位切捨て 2 位止めとする。

名称	区分	補正係数	名称	区分	補正係数
		現場閉所			現場閉所
		月単位			月単位
鉄筋工		1.04	道路付属物設置工	設置	1.01
ガス圧接工		1.03		撤去	1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.01	法面工		1.02
	撤去	1.04	吹付砕工		1.03
防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.01	鉄筋挿入工(ロックボルト工)		1.03
	撤去	1.04	道路植栽工	植樹	1.04
防護柵設置工(ガードパイプ)	設置	1.01		剪定	1.04
	撤去	1.04	公園植栽工		1.04
防護柵設置工(横断・転落防止柵)	設置	1.04	橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02
	撤去	1.04	橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04
防護柵設置工(落石防護柵)		1.01	橋面防水工		1.01
防護柵設置工(落石防止網)		1.02	薄層カラー舗装工		1.01
道路標識設置工	設置	1.01	グルーピング工		1.01
	撤去・移設	1.03	軟弱地盤処理工		1.02
			コンクリート表面処理工(ウォータージェット工)		1.01

※別途計上される材料費（材料費のみの加算額）は補正しない

(4)港湾工事市場単価

補正係数は、下表のとおり。

補正後単価は、1 円未満切捨てとする。

施工規模等の週休 2 日以外の補正を同時適用する場合は、施工規模等の補正後単価（1 円未満切捨て）に週休 2 日補正を行い、1 円未満切捨てとする。

名称	補正係数 月単位
底面工	1.03
マット工(アスファルトマット設置・ゴム系マット設置)	1.00
支保工	1.04
足場工	1.02
鉄筋工	1.04
吊鉄筋工	1.04
型枠工	1.03
コンクリート打設工(ポンプ車打設)	1.04
コンクリート打設工(ポンプ車打設以外)	1.04
止水板工	1.04
上蓋工	1.04
伸縮目地工	1.02
係船柱取付	1.04
防舷材取付	1.04
車止・縁金物取付	1.04
係船柱撤去	1.04
防舷材撤去	1.04

名称	補正係数 月単位
車止撤去	1.04
電気防食取付	1.04
防砂目地板取付工(陸上施工)	1.04
防砂目地板取付工(水中施工)	1.03
吸出し防止工(陸上施工・海上施工)	1.03
港湾構造物塗装工(係船柱・車止・縁金物)	1.03
ベトラタム被覆	1.04
現場鋼材溶接・切断工(陸上施工・海上施工)	1.04
現場鋼材溶接・切断工(水中施工)	1.04
かき落とし工	1.04
汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.03
汚濁防止枠設置・撤去	1.02
灯浮標設置・撤去	1.03
汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船あり・水中目視点検)	1.01
汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船なし)	1.04
異形ブロック製作型枠工	1.04
異形ブロック製作コンクリート打設工	1.04
異形ブロック製作給熱養生	1.03

(5)土木工事標準単価

「土木コスト情報」及び「土木施工単価」(以下「物価資料」)に掲載の単価に補正係数をかけて使用しており、単価(同工種)が「物価資料」の両方に掲載されている場合は安価側の単価、一方の「物価資料」のみに掲載されている単価は当該単価とする。

補正係数は、下表のとおり。

補正後単価は、1 円未満切捨てとする。

施工規模等の週休 2 日以外の補正を同時適用する場合は、施工規模等の補正後単価(1 円未満切捨て)に週休 2 日補正を行い、1 円未満切捨てとする。

名称	区分	補正係数
		現場閉所
		月単位
区画線工		1.04
高視認性区画線工		1.04
橋梁塗装工		1.03
構造物とリこわし工	機械	1.03
	人力	1.04
コンクリートブロック積工		1.04
排水構造物工		1.04
鋼製排水溝設置工		1.04
表面被覆工 (コンクリート保護塗装)	固定足場	1.02
	高所作業車	1.02
表面含浸工	固定足場	1.04
	高所作業車	1.04
連続繊維シート補強工	固定足場	1.04
	高所作業車	1.04
剥落防止工 (アラミドメッシュ)	固定足場	1.04
	高所作業車	1.04
漏水対策材設置工	固定足場	1.04
	高所作業車	1.04

名称	区分	補正係数
		現場閉所
		月単位
防草シート設置工		1.03
紫外線硬化型 FRP シート設置工 (ポリエステル樹脂)	固定足場	1.02
	高所作業車	1.01
塗膜除去工		1.04
バキュームブラスト工		1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.01
	撤去	1.04
仮設防護柵設置工(仮設ガードレール)		1.04
機械式継手工		1.04
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.03
ノンコーキング式コンクリート ひび割れ誘発目地設置工		1.01
FRP 製格子状パネル設置工		1.00
侵食防止用植生マット工 (養生マット工)		1.04
支承金属溶射工		1.04
耐圧ポリエチレンリブ管 (ハウエル管)設置工		1.03

(6)下水道工事市場単価

補正係数は、下水道用設計標準歩掛表に掲載のとおり。

(7)施工パッケージ型積算方式の積算単価

上記(1)～(5)の方法による補正後の労務費・機械経費(賃料)・市場単価を用いて算出する。

ただし、標準単価・基準単価(東京地区における基準年月の単価)は週休2日工事の補正対象外とする。

(8)共通仮設費率

施工地域補正等の補正後の率(小数点第3位四捨五入2位止め)に週休2日工事の補正係数を乗じた共通仮設費率(小数点第3位四捨五入2位止め)を算出する。

(9)現場管理費率

施工地域補正等の補正後の率(小数点第3位四捨五入2位止め)に週休2日工事の補正係数を乗じた現場管理費率(小数点第3位四捨五入2位止め)を算出する。

(10)積算基準が異なる複数工種区分を有する工事

積算基準が異なる複数工種区分を有する工事については、主たる工種の補正係数を適用する。